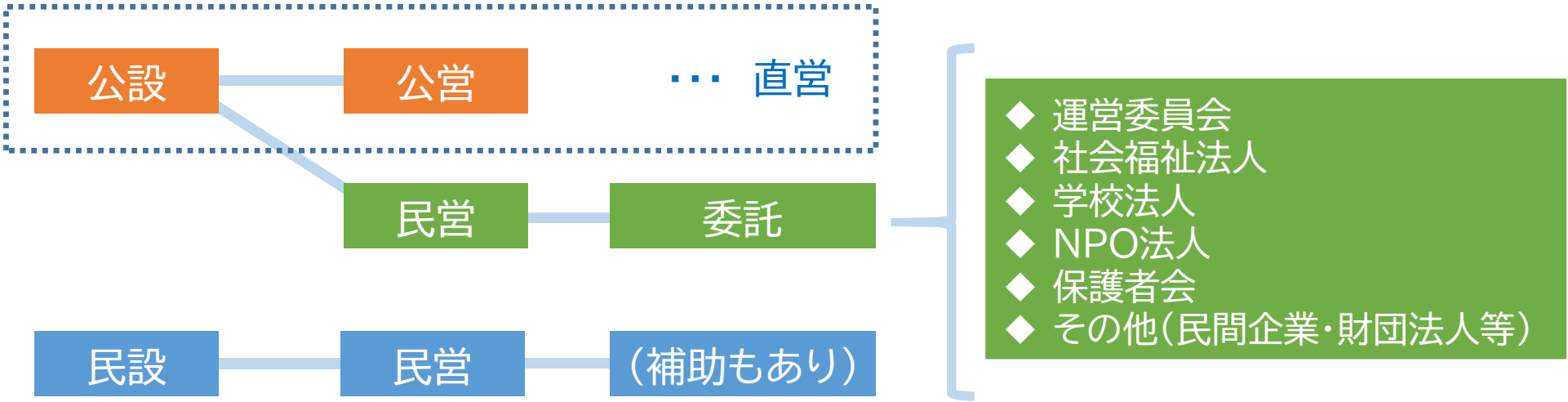




運営体制の在り方について【直営と法人の比較検討】

1 運営体制の整理



2 中核市の状況

令和2年度 明石市調査 運営形態は複数選択 中核市n=58
一部、現状を反映させた数値に修正

運営形態	該当市数	支援の単位数	備考
公設公営	24	1,119	公設公営のみ=3市
公設民営(業務委託)	30	1,688	
公設民営(指定管理)	6	351	
公設民営(運営委員会)	6	581	
民設民営	41	860	

3 中核市の状況 公設公営に関する事例

別紙資料のとおり



4 中核市事例からの考察

- ◆ 公設公営を採用している自治体は少なくない
- ◆ 公設公営のみでの実施は少なく、民設民営への補助等を含めて複合的に実施
- ◆ 公設公営は減少傾向 他の運営方法への模索の動きあり
- ◆ 公設公営の人件費はやや高めだが、全体コストにはばらつきあり

5 長野市の会計年度任用職員(パートタイム)について

項目	内容
任用期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1会計年度(複数年度の雇用を約束するものではない) ◆ 結果的に任用が複数年におよんだ場合であっても、専門職種の場合10年(9度の再度任用、)が上限 ◆ 採用後1か月は条件付き採用期間
勤務時間等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ パートタイム 一般的に7.25又は5.75時間勤務(短時間等も可能) ◆ 正規職員以下の勤務日数もしくは勤務時間
パートタイム給与等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 時給 944円 ◆ 通勤手当、地域手当(時給に含む)、期末手当(任用条件等による)支給 ◆ 退職手当はなし
休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 年次休暇、療養休暇、介護休暇等あり
各種保険	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会保険 1週間の勤務時間が29時間を超え、かつ、1ヶ月の勤務日数が16日以上の方は加入 短時間勤務者も任用条件に応じて加入 ◆ 雇用保険 1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、継続して31日以上任用の見込みがある者及び季節的業務に4か月を超えて任用される者
地方公務員法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法に基づく遵守事項 ◆ 第16条に規定する欠格条項

6 直営で実施する場合の課題等

◆ 人口減少社会における自治体経営の観点から職員増への懸念

第七次長野市行革大綱

- ✓ 民間活力の活用
民間の資金、技術的能力、経営能力などの活用により、行政サービスの向上、コストの縮減を図るとともに、地域経済の活性化につなげます。
- ✓ 業務と職員数の最適化
(略)将来の人口規模及び業務量に応じた職員数の最適化を図ります。

◆ 会計年度任用職員制度の制約

- ✓ 昇給・昇格の仕組みなし
- ✓ 単年度任用
- ✓ 退職手当なし
- ✓ 多種業務に対応した標準的内容

◆ 市の規定に基づく事務執行により現場が必要とする柔軟性とのバランス

7 市の出資による法人設立の事例

※別添で各団体の令和3年度事業計画書あり

① 一般財団法人 大阪教育文化振興財団(大阪府大阪市)

沿革

昭和51年7月	財団法人大阪市学校教育振興公社設立
平成元年2月	財団法人大阪市教育振興公社に改称
平成25年4月	一般財団法人へ移行
平成28年9月	一般財団法人大阪教育文化振興財団に改称

目的

児童・青少年の健全育成、生涯学習等市民学習の振興及び教育施設等の環境整備に関する事業を行い、地域社会の健全な発展を支えるとともに人材育成に寄与すること

② 一般財団法人 あかしこども財団(兵庫県明石市)

沿革

平成30年5月	一般財団法人あかしこども財団設立
---------	------------------

目的

こどもを核としたまちづくりを進める明石市において、次代の社会を担う全てのこどもの健やかな成長を支援するための活動の振興に寄与すること

③ 公益財団法人 武蔵野市子ども協会(東京都武蔵野市)

沿革

平成4年	任意団体武蔵野市子ども協会設立
平成22年2月	一般財団法人武蔵野市子ども協会設立
平成23年4月	公益財団法人に移行

目的

武蔵野市全市域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、市の長期計画や子どもプランの実現に向けて、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与すること

① 一般財団法人 大阪教育文化振興財団(大阪府大阪市)

設立経過	昭和51年の設立に至った経緯は不明
主な事業 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none">✓ <u>児童いきいき放課後事業(放課後子ども教室)</u>✓ キッズプラザ事業(博物館運営事業)✓ プレーパーク事業、クラフトパーク事業✓ 子ども・子育てプラザ事業(乳幼児とその保護者を対象としたつどいの広場及びファミリー・サポート・センター事業)✓ こども文化センター事業✓ 生涯学習センター事業、区民センター事業✓ 建築物設計等事業
理事・評議員構成	理事:市OB、大学関係、税理士、弁護士 評議員:子ども会育成連合、PTA関係、幼稚園関係、校長会、生涯学習関係、学校法人ほか
市との関係	理事に市OBが入っている

② 一般財団法人 あかしこども財団(兵庫県明石市)

<p>設立経過</p>	<p>子どもを核としたまちづくりを進めるため、こども食堂の全小学校区への整備(子どもの居場所づくり)をきっかけとして設立</p>
<p>主な事業 (令和3年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ こどもの居場所づくり事業(こども食堂) ✓ 地域活動支援事業(児童健全育成や子育て支援に取り組む地域活動団体の支援) ✓ 子育て応援企業連携事業(企業等による子ども・子育て支援への取組を促進) ✓ <u>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)</u> ✓ こども研修センター運営事業(児童虐待対応機関職員等の研修)
<p>理事・評議員構成</p>	<p>理事:市及び市OB、大学関係 評議員:社会福祉法人、民生児童委員、民間会社、里親関係ほか</p>
<p>市との関係</p>	<p>理事:明石市市民生活部参事、福祉局長、明石市こども局参与 監事:明石市総務局財務部長兼財務室長 職員:市から派遣職員</p>

③ 公益財団法人 武蔵野市子ども協会(東京都武蔵野市)

<p>設立経過</p>	<p>0～3歳児とその親を対象にした子育て支援施設(0123事業)の管理運営団体として設立</p>
<p>主な事業 (令和3年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 0123事業(0～3歳児とその保護者を対象とした施設の運営) ✓ おもちゃのぐるりん事業(0歳児から未就学児とその保護者を対象とした施設の運営) ✓ 認可保育園に関する事業 ✓ 認定こども園に関する事業 ✓ <u>地域子ども館事業(放課後子ども総合プラン事業)</u>
<p>理事構成</p>	<p>理事:市及び市OB、大学関係、NPO、子育て支援施設関係 評議員:社会福祉法人、大学関係、教育委員、保育園関係ほか</p>
<p>市との関係</p>	<p>理事:武蔵野市子ども家庭部長、武蔵野市立保育園園長 職員:市からの派遣職員 正規職員 計49名</p>

8 3つの法人設立事例からの考察

◆ 複数の子育て支援事業を行うことで、包括的な役割を担っている

- 放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室の運営
- 認可保育所、認定こども園の運営
- 子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの運営
- 乳幼児や未就学児とその保護者を対象とした施設の運営
- こども食堂の運営
- 博物館(大阪市のキッズプラザ)や生涯学習センターなど教育文化施設の運営

◆ 市からの受託事業のほか、自主(補助)事業を行い法人としての独立性を担保している

- 建築物設計等事業(耐震診断や耐震補強工事に係る設計業務)
- 放課後子ども教室において文化体験・ものづくり体験などの活動を実施
- 学生ボランティアとの協働

◆ 株式会社や社会福祉法人等民間事業者と連携した運営体制が構築されている

◆ 法人の理事や事務局に市関係者が入ることで、市の意向を反映しやすくしている

9 今後のプラン事業が目指す4つの在り方・姿(第1回小委員会資料からの再掲)

個々の児童に応じた(適した)支援

- 個々の児童の発達や行動などに応じた主体的な遊びなどの支援
- 特に配慮を必要とする児童の理解ときめ細やかな支援
- 育児などの相談窓口、専門機関への引継
- 家庭状況を踏まえた保護者との連携・協力

小学校、関係機関との更なる連携

- GIGAスクール構想などICTを活用した新たな学び方への対応
- 第三の居場所など様々な担い手との連携・協力体制の構築
- 放課後デイサービスやこども相談室など専門機関との連携
- 支援員等職員の専門知識の向上、能力の研鑽

多様な体験・学びの提供

- 学校とプラン施設が連携した継続性のある学びの提供
- 文化芸術・スポーツに触れる機会の確保
- 保護者の働き方の多様化に伴う、土・日曜も含めた居場所の提供
- 多様な体験活動を提供するアドバイザー制度の効率的な運用

サービスを維持・向上できる運営体制

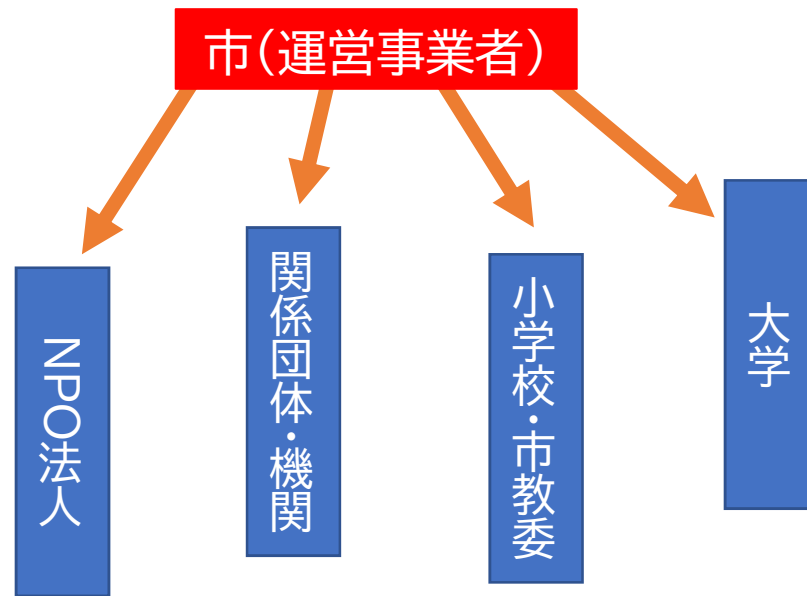
- 職員の人事異動や人事交流による支援内容の共有・均質化
- 従事する職員(専門職)の安定的な確保と育成
- 多様なニーズに応えられる体制の構築
- 従事する職員へのサポート体制の充実
- 市・事業者・施設の三者における指示・情報伝達の迅速化

10 プラン事業が目指す4つの在り方・姿の整理

目指すあり方・姿	運営主体に求められるキーワード
<p>◆ 個々の児童に応じた(適した)支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的な遊び支援 ・要配慮児童への支援 ・専門機関等への引継 ・保護者との連携 	柔軟性
<p>◆ 小学校、関係機関との更なる連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用 ・多様な担い手との連携 ・専門機関との連携 ・職員の知識向上等 	更なる連携
<p>◆ 多様な体験・学びの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携した学びの提供 ・文化芸術やスポーツ ・休日の居場所 ・アドバイザー制度の活用 	多様性
<p>◆ サービスを維持・向上できる運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動や交流 ・職員の安定的確保 ・多様なニーズ対応 ・職員へのサポート ・市、事業者、施設の三者における指示・伝達の迅速化 	マネジメントの確保と持続可能性

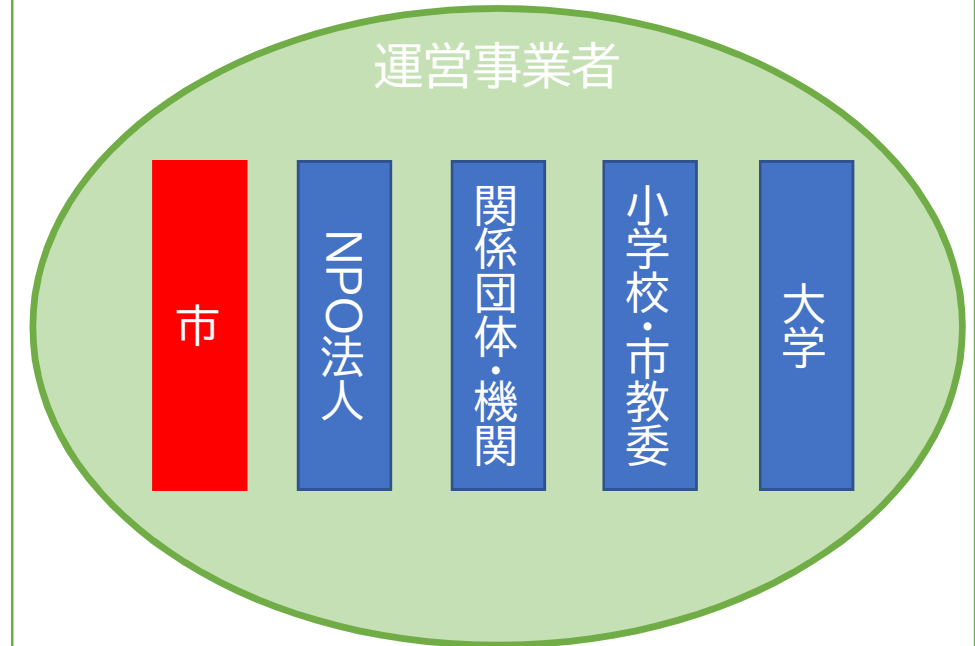
11 直営と法人の概念図 構造特性の比較

直営



- ◆ 連携主体は独自に意思を持つ
- ◆ 連携主体に市が個別に働きかけ
- ◆ 全体として連携するためには、連携会議や実行委員会
- ◆ 主体独自の活動がやりやすい

法人



- ◆ 個々の主体がまとまってひとつの意思を持つ
- ◆ 意思決定の過程が連携調整につながる
- ◆ 各主体の知見の活用＝みんなで考える
- ◆ 主体独自の活動は別に担保

12 目指す在り方の観点からの比較

キーワード	直営	法人
柔軟性	★★ 市が持つ専門性等を 発揮しやすい	★★ 関係機関等の連携により 柔軟性を発揮
更なる 連携	★ 市からのトップダウンに なりがち	★★ 意思決定の過程で 更なる連携の広がりが期待
多様性	★★ 文化・スポーツ分野での 連携は機能を発揮しやすい	★★ 各主体が発想する 多様性への拡大が期待
マネジメント 持続可能性	★ 会計年度任用職員制度等の 市行政の範囲内での対応	★★ 必要に応じた柔軟な 組織管理が可能
総合的には	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市のマネジメントは発揮しやすい ◆ あらかじめ想起した事業の内容・方法等に限定されがち ◆ 連携の形態は現状と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て支援に関する事業を包括的・発展的に展開できる可能性 ◆ 利点はいずれも期待・可能性にとどまる

13 議論のポイント

目指すあり方を実現しやすいのはどんな運営主体なのか

どのような点が目指すあり方を実現しやすいのか

(更に発展的に)新たな運営主体に期待することがあるか
あるとすれば何を期待するか

少し先の将来において更なる可能性を想定することができるか
できるとすればどんな可能性か